

市立小中学校児童生徒の保護者様

北広島市教育委員会
教育長 吉田孝志

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

平素より本市の教育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、保護者の皆様にご協力いただいておりますが、北海道が国の緊急事態宣言の地域に追加されたことを受け、学校においても、より一層の強い対策を行うこととします。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 各学校における教育活動の見直しについて

国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づく、レベル3に応じた感染対策を行うこととし、各種行事の延期等を含め教育活動を見直すこととします。

2 感染対策の徹底について

- (1) 児童生徒について、毎日の検温や健康観察等を継続していただくとともに、発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。（出席停止の取扱い）
- (2) 次の場合、当該児童生徒は登校することができません。なお、欠席連絡の際、現在のお子さんの体調や保健所からの指示事項等についてもお知らせいただけますようお願いいたします。

<登校することができない場合>

①児童生徒の感染（陽性）が判明した場合

治癒するまでの間、出席停止

②児童生徒が濃厚接触者となった場合

保健所からの指示による健康状態の観察が終了するまでの間、出席停止（PCR検査の結果、陰性が判明した場合も同様）

③児童生徒と同居する家族の感染（陽性）が判明した場合

この場合、一般的には、当該児童生徒は濃厚接触者となり、上記②により対応します。

④児童生徒と同居する家族がPCR検査等を受けることとなった場合

当該家族の検査結果が判明するまでの間、出席停止

⑤児童生徒又は同居する家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

症状がなくなるまでの間、出席停止（医療機関を受診し別の診断がされた場合は、その診断に従います。）

3 人権への配慮及び個人情報の保護について

- (1) 上記の取扱いに当たっては、該当となった方の人権について最大限配慮するとともに、ご提供いただいた情報につきましては、個人情報保護の観点から取扱いに万全を期してまいります。
- (2) 各保護者様におかれましても、感染された方やその家族等の人権への配慮及び個人情報保護の趣旨についてご理解を頂きますようお願いいたします。

【連絡先】

北広島市教育委員会 教育総務課
電話番号：011-372-3311(代表)